

東京大学医学部附属病院及び東京大学医科学研究所附属病院における 研修登録医の受入れに関する規則

(平成元年 12月 19日 制定)

最終改正平成 26年 12月 2日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、医師及び歯科医師の生涯学習に資するとともに、大学附属病院と地域の診療所、病院等との連携を促進し、地域医療の発展に寄与することを目的として、東京大学医学部附属病院及び東京大学医科学研究所附属病院(以下「附属病院」という)における研修登録医の受入れに関し、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「研修登録医」とは、第 4 条の規定による許可を受け、附属病院において医療に関する研修を行う者をいう。

(資格)

第 3 条 研修登録医となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 卒後臨床研修制度における卒後臨床研修を修了した者。
- (2) 平成 16 年以前に医師免許または歯科医師免許を取得し、卒後臨床研修を修了した者と同等と認められる者。
- (3) 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第 17 条等の特例等に関する法律(昭和 62 年法律第 29 号)第 3 条第 1 項による厚生労働大臣の許可を受けた者。

(受入れ)

第 4 条 研修登録医の受入れは、所属医師会会長若しくは歯科医師会会長又は所属長の推薦書等を添えた申請に基づき、附属病院の長(以下「病院長」という)が許可するものとする。

(研修期間)

第 5 条 研修登録医の研修期間は、1 年以内とし、研修を開始する日の属する会計年度を超えないものとする。

2 病院長は、研修登録医が研修期間の更新を申請した時は、これを許可することができる。

(研修内容)

第 6 条 研修登録医の研修内容は次のとおりとする。

- (1) 当該診療科(部)長の監督を受け、指導教員の指導の下に、病棟回診、症例検討会その他の研究会に参加すること。
- (2) 当該診療科(部)長の監督を受け、指導教員の実地指導の下に診療に参加すること。

(図書館の利用)

第 7 条 研修登録医は、東京大学総合図書館及び東京大学医学図書館を利用することができる。

(研修料)

第 8 条 研修登録医として受入れを許可された者は、研修料を前納しなければならない。

2 既納の研修料は、いかなる理由であっても返還しない。

3 研修料の額は月額 6,480 円とする。

(学内規則の遵守)

第 9 条 研修登録医は、本学の諸規則を遵守しなければならない。また、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
(研修登録医の辞退)

第 10 条 研修登録医は、研修期間の途中で研修登録医を辞退しようとする時は、病院長に願い出て、その許可を受けなければならない。
(受入れ許可の取消し)

第 11 条 病院長は、研修登録医が第 9 条の規定に違反し、または研修登録医としてふさわしくない行為があった時は、当該研修登録医の受入れの許可を取り消すことができる。
(診療報酬の帰属)

第 12 条 研修登録医が診療に参加することにより生じたすべての診療報酬は、附属病院に帰属する。
(損害賠償等)

第 13 条 研修登録医は、本人の故意又は過失により、医療過誤を生じさせた場合又は施設、設備等を損傷させた場合は、法令の定めるところにより損害賠償等の責任を負うものとする。
(雑則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、研修登録医の受入れに関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 12 月 2 日から施行する。